

## 代議員職務細則

2011年5月19日制定

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第7条に基づく代議員の職務に関し、必要な事項を定める。

### (義務)

第2条 代議員は、本会の法人法の社員として、本会の目的を達成するため次の義務を履行しなければならない。

- (1) 本会の社員総会（以下、「総会」という。）に出席すること。
  - (2) 本会の事業を推進すること。
  - (3) 本会の適正な運営を図ること。
  - (4) 総会が代議員の義務として定めた事項を履行すること。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面および電磁的方法をもって、指定された期日までに意思を表示しなければならない。

### (選任)

第3条 代議員は、次の各号の一に該当するときは、その任期満了後の2年間は代議員として選任されることができない。

- (1) 前条第1項第2号から第4号までの規定に違反したとき。
- (2) 前条第1項第1号によって、引き続いて2回、総会に出席しなかったとみなされたとき。

### (細則の変更)

第4条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

### 附則

1. この細則は2011年5月19日から施行する。